

近畿圏広域地方計画有識者会議規約

(名称)

第1条 本会議は、近畿圏広域地方計画有識者会議(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 会議は、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)(以下「法」という。)第9条に規定する近畿圏における広域地方計画(以下「近畿圏広域地方計画」という。)を策定するために『法第10条第1項及び第2項の規定に基づき組織される』近畿圏広域地方計画協議会で行われる検討にあたって、有識者が専門的な見地から意見を述べることを目的として設置するものである。

(委員)

第3条 会議は、別紙に掲げる有識者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員の任期は、近畿圏広域地方計画が定められるまでとする。

3 委員は、非常勤とする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議の議事の進行を司る。

3 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 座長は必要に応じて、委員以外の者をゲストスピーカーとして意見等を求めることができる。

(議事の公開)

第5条 会議、会議に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、会議が公開することが適切でないと認める場合は、会議、会議に提出された資料又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、近畿圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年11月 8日から施行する。

令和5年11月 8日に一部改正する。

令和6年 月 日に一部改正する。

近畿圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

(◎ : 座長 ○:座長代理)

大串 葉子	同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授
岡井 有佳	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
奥野 史子	大阪成蹊大学 スポーツイノベーション研究所 所長
鎌田 敏郎	大阪大学大学院 工学研究科 教授
◎小林 潔司	京都大学 経営管理大学院 特任教授
澤柳 正子	(株)リクルート ジャらんリサーチセンター 客員研究員
高橋 一夫	近畿大学 経営学部 教授
竹林 幹雄	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授
都司 尚	近鉄グループホールディングス(株) 代表取締役社長
長町 理恵子	追手門学院大学 経済学部 経済学科 准教授
二宮 麻里	大阪公立大学大学院 経営学研究科 教授
○橋爪 紳也	大阪公立大学 研究推進機構 特別教授
平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 准教授
藤井 聡	京都大学大学院 工学研究科 教授
船木 七月	(株)読売新聞社 大阪本社 お客さまセンター センター長